

余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）である。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）とする。

2 定義

- (1) 「余裕期間」とは、契約締結日から着工日（工事開始日）の前日までの期間をいう。
- (2) 「工期」とは、着工日（工事開始日）から工期の末日（工事完成期限）までの期間をいう。

3 工期

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（余裕期間：契約締結日から令和 年 月 日まで）

4 監理技術者等の専任期間及び現場管理等

- (1) 余裕期間は現場代理人及び主任技術者、監理技術者、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける監理技術者をいう。）、監理技術者補佐、専門技術者を配置することを要しない。
- (2) 余裕期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- (3) 余裕期間は現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間に行う準備は受注者の責により行うものとする。

5 前払金の請求

本工事の前払金については、着工日（工事開始日）以降に支払い手続きを行うことができる。

6 CORINS への登録

受注時の登録を行う場合においては、着工日（工事開始日）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録するものとする。

技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。